

ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイトの特殊健康診断等について(案)

【経緯】

- 「化学物質のリスク評価検討会」(座長 名古屋俊士 早稲田大学理工学術院教授)において、ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイトについて、平成22年度に初期リスク評価が行われ、平成23年度及び平成24年度に詳細リスク評価が行われた。その結果、ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイトについては、健康障害防止措置等の検討を行うべきとされた。
- また、平成23年度委託事業「職場における化学物質のリスク評価推進事業」において開催された「化学物質の健康診断に関する専門委員会」(座長 櫻井治彦 中央労働災害防止協会労働衛生調査分析センター技術顧問)では、ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイトに係る特殊健康診断の必要性の有無及び健康診断項目について検討が行われた。

ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト

〔一次健康診断項目〕

1. 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)
2. 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)
3. ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイトによる皮膚炎、縮瞳、流涙、唾液分泌過多、眩暈、筋繊維束れん縮、吐き気、下痢等の自覚症状または他覚所見の既往歴の有無の検査(皮膚炎、縮瞳、流涙等の急性症状については、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)
4. ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイトによる皮膚炎、縮瞳、流涙、唾液分泌過多、眩暈、筋繊維束れん縮、吐き気、下痢等の自覚症状または他覚所見の有無の検査(皮膚炎、縮瞳、流涙等の急性症状については、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)
5. 血清コリンエステラーゼ活性値の測定(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)

〔二次健康診断項目〕

1. 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)
2. 赤血球コリンエステラーゼ活性値の測定(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)
3. 肝機能検査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)
4. 白血球数および白血球分画
5. 神経学的検査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)

※健診項目は、有害業務に従事する労働者及び有害業務に従事したことがある労働者で、引き続き使用されるものが対象。